	I = +
Title	「阿波藩札考」(三)
Sub Title	On the paper money issued by the government of the Awa-han (阿波藩)
Author	三木, 雄介(Miki, Yusuke)
Publisher	三田史学会
Publication year	1965
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.38, No.2 (1965. 10) ,p.73(227)- 95(249)
JaLC DOI	
Abstract	The government of the Awa-han issued the paper money in 1681 for the first time. Examining the ordinances concerned issuing, the provisions mentioned below are remarkable, (1) Exclusive currency of the paper money within the territory. (2) The exchange of the paper money into the metalic currency, or the reverse, by the official rate. (3) authorization of taxpaying, except feudal landrent, by the paper money. Paper money, however, was generally issued in order to suck up metalic currencies circulating in the territory as a remedy for the financial embarrassments, or to increase the current money to correspond with the economic progress in the territory. So it is unthinkable that the convertible reserve was fully provided. Accordingly the paper money was destined to be inconvertible notes. In the finance of the Awa-han, the debt had increased cumulatively from around 1660. Daimyo's feudal obligation to the Shogunate is the cause of the financial difficulties. The Shogunate had debased the metalic currency, and then placed a ban on issuing paper money in Daimyo's territory in 1707, professing to promote the circulation of the debased coins. It caused an excessive economic confusion and financial stringency for the Awa-han as well as other Hans (feudal clans). The debt consequently increased hastily. And what is worse, the Shogunate turned over and decided on a policy of deflation by remitting coins. As it lowered the price of rice Daimyo collected and broke down his finance which depends on the sales of his rice, the Shogunate removed the ban on the paper money as a remedy for it in 1730. The issuing paper money also means to seize the fruits of increasing productive power. From around 1700, the export of indigo-balls produced in Awa had hastily increased, which the Han government intended to control it and to profit process of circulation of them. The Han succeeded to monopolize the nation-wide market in the early years of the 19 th C. after strenuous efforts and to make much profit every year. Thus the paper mo
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19651000-0073

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ー 阿波藩経済構造における藩札の役割

貫目であつた。藩札の専一的通用を計画していた藩当局としては、「享保十五年の、阿波藩の幕府に対する発行額の届出は、銀札八千

いのである。

木

雄

は消滅しないだろう。アウタルキーが崩れた今、領内に流入する正さい。だが、藩当局は専一的通用を固執しようとはしなかつた。すないのなら、藩当局は専一的通用を固執しようとはしなかつた。すなわち、領内の貨幣需要に見合うだけの藩札増発という魅力的な手段わち、領内の貨幣需要に見合うだけの藩札増発という魅力的な手段をとらなかつた。藩当局は萬人の道路が東一的通用を保障するとは即断してはならない。幕府に八千貫目と届出たとしても、それがど即断していなかつたからである。藩札がいくら増発されても混合通用を招来したとのおが、藩当局は幕村の道路が、京山の道路である。流通に支障されたが、藩当局は著札の道路である。流通に支障されたとのは、京山の道路である。

(三七) 七

阿波藩札考(三)

七四

史

を獲得すれば、兌換準備銀などに苦しむ必要は全くない。 ははなかつた。それを藩札で買付け、藩営で領外へ移出して正金銀実現させうるかも知れない。専売商品として、藍玉という恰好の国る。それのみが、今は醒めてしまつたアウタルキーの夢を、今一度物専売制施行であり、その上に乗つた専一的通用であるべきである。それはなかつたろうか。否、その道はただひとつあつた。それは国産を獲得すれば、兌換準備銀などに苦しむ必要は全くない。 だが、反転して考えてみて、本当に専一的通用を維持し貫徹してだが、反転して考えてみて、本当に専一的通用を維持し貫徹して

て、藩札の機能を見究めてゆこうと考える。な限りそれに接近しようとする。この章ではその経緯を中心に据えかなりためらいがちながら、藩の経済政策はそれを理想として可能藩当局がこんな簡単なことを考慮しなかつたわけがない。事実、

目された。混合通用は必然的に藩札の減価を招き、藩札の減価はま公用で領外に出る藩士にしか行われえなくなつていることなどが注文初年にかけて一匁札が銀二分強の価値しかなかつたこと、兌換が前章では元文初年までの藩札の動きを論じて来た。享保末から元

た兌換制の停止を結果する。兌換の中途半端な制限はありえない。 た兌換制の停止を結果する。兌換の中途半端な制限はありえない。 た兌換制の停止を結果する。兌換の中途半端な制限はありえない。 た兌換制の停止を結果する。兌換の中途半端な制限はありえない。 た兌換制の停止を結果する。兌換の中途半端な制限はありえない。 た兌換制の停止を結果する。兌換の中途半端な制限はありえない。 た兌換制の停止を結果する。兌換の中途半端な制限はありえない。

それでいてなお、正銀に対して二割強の価値を持ちうるのは何故の合計額だが、享保末期にはすべて銀札納入であつたと推定されのの合計額だが、享保末期にはすべて銀札納入であつたと推定されのの合計額だが、享保末期にはすべて銀札納入であつたと推定されのの合計額だが、享保末期にはすべて銀札納入であつたと推定されのの合計額だが、享保末期にはすべて銀札納入であつたと推定される。その外、

「一銀札四百五拾貫目程

但、海部上下灘御売付米六千石程之代、石二付七十五匁積二仕

侯一

と、銀札による上納は約二千六百五十貫目程である。これだけの多と、銀札による上納は約二千六百五十貫目程である。これだけの多ないう最悪の信用状態にあつては、この二六五〇貫目の藩札にといって、過言ではないであろう。まして減価されている藩札がたといつて、過言ではないであろう。まして減価されている藩札がたいって、過言ではないであろう。まして減価されている藩札がたいって、過言ではないであろう。まして減価されている藩札がられてゆくと考えられる。藩当局もその不利にもかかわらず、藩札ががには公定相場で使用しうるのだから、需要はその面からも強めたといつて、過言ではないであろう。まして減価されている藩札が高れてゆくと考えられる。藩当局もその不利にもかかわらず、藩札によいつでは公定相場で使用しうるのだから、告妻はその面からも強めたといって、過言ではないである。これだけの多という例年の海部郡での年貢米の地払いがあり、これをも加えるという例年の海部郡での年貢米の地払いがあり、これをも加えるという例年の海部郡での年貢米の地払いがあり、これをも加えるという。

一高懸拝借銀旧借ニ相合、高百石ニ付壱ケ年弐拾五匁宛

格懸拝借銀無足御小姓ハ壱ケ年拾弐匁五分(中略)其外末々と

加可被召上哉之事

「京保三千年」
の割合を以被召上候
、文銀を以可被召上哉、又ハ銀札ニ五割増出が免被遊候条、有来通取立可申旨、御書付ヲ以被仰渡奉畏経、就夫、辰年已来ハ高懸・格懸其外御使者拝借とも文銀ニ候、就夫、辰年已来ハ高懸・格懸其外御使者拝借とも文銀ニ疾、就夫、辰年已来ハ高懸・格懸其外御使者拝借とも文銀ニが、記兵中との当合を以被召上候

付料

阿波藩札考(三)

右之通御普請奉行申出候ニ付、夫々付札を以申聞之」右之分、有来通之割当銀札ニて割増を以被召上候(中略)

ない。 札還流路拡大への藩当局の努力のあらわれであることはいうまでも 銀で貸付けて藩札で返上させるというこの指示が、前述の通り、藩 するものである。そして仕置職は文銀と藩札とのどちらで返上させ も五割増返上が申請されていることは、藩札が前章での推定通り、 貸付けられたのであろう。またその返上においても、文銀同様藩札 下げ措置ではないかとしたが、その引揚げ期に藩札の代りに文銀が させたという「銀札場一巻留書」の記載を、文銀発行に伴う幣価切 元文年間に藩札が一旦引揚げられ、裏面に元文の二字を捺して通用 く文銀で行われたことは何を物語るのであろうか。やはり前章で、 に前章において述べたところであるが、この年の拝借銀が銀札でな 銀が発行され、それ迄の享保銀の五割増で引替えられたことはすで られていることに、先ず注目する必要があるだろう。この年五月文 るかとの同出に対して、藩札による返上を指示したのであるが、文 文銀の享保銀に対する切下げと同率の切下げを受けたことを裏書き 元文元年に文銀を以て、それまでの割当の五割増の拝借を仰付け

裕福な財政となつた。しかし、寛延三年(一七五〇)の日光御手伝とそ十二三万両あつたけれど、銀札場などに十万両もの貯えが生れが、本締山田貢の働きによつてかなり緩和され、延享初めには借銀延期の藩財政の様子を見てみると、元文期までのひどい 窮 迫 ぶり 前章にも部分的に引用した長谷川近江の書上げによつて元文~寛

(二三九) 七五

にうかがえる。 が二十四万両の巨額に達し、一挙に再び窮乏に顚落したさまが如実

うように、「六ケ年之御滞府に年々江戸御下銀多、十人共へも度々 があり、これも極めて多額の出費となるのである。 損毛は殆ど十万石に達する。その外、五回にわたる江戸藩邸の焼失 年間に見るべき災害のあつた年は十四回を数え、その一ケ年平均の れが目立つようになる。それより延享三年(一七四六)まで二十五 御用金被仰付」れる仕儀となつたのである。災害の発生も頻繁で、 誕生、侍従任官、養子縁組などが頻発し、まことに長谷川近江のい に、子女の縁組、誕生、相続、元服、大井川普請手伝、将軍家若君 府ということになる。しかもこの間、藩主の病気、逝去に 加う る 身で元文三年(一七三八)四月まで在府していたので、満七年の在 国せず、そのまま享保二十年六月に江戸で逝去し、次いで宗英も病 が享保十六年(一七三一)三月参覲の途に上つてから病気がちで帰 藩主の六年間の在府で江戸へ送つた金が多額にのぼつたことが、そ の原因の一つに数えられている。「阿淡年表秘録」によれば、宗員 が、前記長谷川近江の上書や山田貢の申出(第二章引用)によれば、 「阿淡年表秘録」によれば、享保の初期は災害がなく、六年よりそ 元文期の窮迫は、享保の米価低落と打続く災害によるものである

規模のものであることに注意する必要がある。減収にかかわらず正問題であり、享保年間に災害が多く、しかもその何れもがかなり大うとして過大に報告するのが常であるけれども、それとても程度の損毛額はすべて幕府への届出額であるから、普請助役等を免れよ

は想像するに難くない。

のことといつてよい。寛保二年(一七四三)の法令では、藩士の上 けておく方法がとられたのだから、これが何時迄続けられたか分ら といわねばならないだろう。その上、前章に言及した享 銀にあてられたであろうことは、藩財政の好転を呼び起す最大要因 ら、一両五十匁替として四万両になる。これが他の部門に流用され 規模のものであつたらしい。ところが半知召上というと、天明の例 ないが、寛保期に入つた頃から財政が急速に立直り始めたのも当然 行われた半知召上が、巨額の資金として藩債の償還・銀札場の準備 あつた銀札場への融通であろう。この元年・二年・三年と連続して た疑いは多分にあり、その場合もつとも可能性に富むのは、危機に をもつてすると、藩庫への収入は銀にして約二千貫というのだ は、正月十二日下命されて、四月八日には出来ているのだから、 両という予想外に少い数字があげられている。 もつとも この 普 る。しかし、「御普請仕様帳」によれば、見積りとして約四千九百 として、そのための借銀引当として家中諸士から半知借上が行わ (一七三一)の、借銀引当として新田及び増徴分を五万三千石引除 元文元年(一七三六)、遠州大井川普請手伝を命ぜられたのを契機 保十六年 か

の誅求で痛んだ家臣を救済する方策を打出したものと理解される。 が、高利之他借仕罷在旨相聞へ候、依之上より利安之金子御借用被 で、高利之他借仕罷在旨相聞へ候、依之上より利安之金子御借用被 で、高利之他借仕罷在旨相聞へ候、依之上より利安之金子御借用被 で、高利之他借仕罷在旨相聞へ候、依之上より利安之金子御借用被 で、高利之他借仕罷在旨相聞へ候、依之上より利安之金子御借用被 で、高利之他借仕罷在旨相聞へ候、依之上より利安之金子御借用被 で、高利之他借仕罷在旨相聞へ候、依之上より利安之金子御借用被 (6) である。寛延二年(一七四九)には、「江戸住宅之面々不勝手ニハ宣布 との申渡しがなされているが、これは藩財政が余裕を取戻し、連年 との申渡しがなされているが、これは藩財政が余裕を取戻し、連年

策にメスを入れる順序である。 る。そして今こそ、享保末期から積極化してきた、山田貢の藍玉政の外には、今迄触れるのを意識して避けて来た藍玉統制 政 策 が あの外には、今迄触れるのを意識して避けて来た藍玉統制 政 策 が あで米価は回復し、不況も底を打つて好転に向うという一般状勢の変で米価は回復し、不況も底を打つて好転に向うという一般状勢の変

十九年の行着銀仕法についてそれぞれ述べるところがあつた。第一前章では享保九年江戸積藍代為替仕法、十五年の藩札両替仕法、

らば、それは実質的な専売制といつて差支えないからである。というのは、江戸へ積出した藍玉の代金は藩邸へ納入し、国元で代銀のものは、江戸為替が藩を交附されるというものであり、第二のものは、その江戸為替が藩を交附されるととは、いうまでもなく藩札専一通用から混合流通へ後歩することであり、藍玉専売制実現が遠のくことであつた。なぜないであった。享保十五年の藩札両替仕法が、十九年の行着銀仕法へつも同様の措置がとられたことも、前章に引用した史料より明らかであった。享保十五年の藩札両替仕法が、十九年の行着銀仕法へ一を後退することは、いうまでもなく藩札専一通用から混合流通へ後歩後退することは、いうまでもなく藩札専一通用から混合流通へ後歩後退することにあり、藍玉専売制実現が遠のくことであり、行着銀札解禁によって藩札で交附されることになったものであり、行着銀札解禁によって藩札で交換するようは、いうまでもなく藩札専一通用から混合流通へ後歩後退することになった。なぜならば、それは実質的な専売制といって差支えないからである。

一俵について銀五分であつた口銀が、八分になり、正徳四年にはそいると、藍商達は正金銀を保有することなしに再生産が不可能になる。藩当局としては政策の転換が必要となる道理である。 産当局としては政策の転換が必要となる道理である。 産当局としては政策の転換が必要となる道理である。 産業 にては政策の転換が必要となる道理である。 産業 にては政策の転換が必要となる道理である。 をしては政策の転換が必要となる道理である。

で、藍を年貢として納入することは、少くともこの時期にはまだな藍は畠地に栽培されるが、阿波藩では原則として米麦現物納なの

れが九分に増額される。

叮

それを買つて自らの年貢として上納する。 かつたようである。 蔵米取の武士は藩の北御蔵からその指紙を受取つて売却し、農民が 入することになる。この指紙というのは一種の蔵米切手であつて、 に葉藍を売却し、その代銀で米麦または指紙を購入し、年貢として納 だから藍作農民は前作の麦、後作の大豆ととも

日の町奉行・郡奉行への通達は次の通りである。
藍に関する一切の事務が管掌せられることとなつた。同年六月廿七 低く、麦大豆と三毛作が出来るので、農民にとつては極めて有利な ものであり、反面藩当局としては他の面で収奪を計る必要がある。 ここにおいて、

享保十八年(一七三三)、

藍方御用場が創設され、 しかし年貢に関しては、概して藍は下畠に栽培されるので石盛は

司共望次第御売払被遣候条、関東其外諸国え売出候義勝手次第 銀も以前之様ニ無之、百姓共迄も及困窮、其上作付仕候ても年 為御奉行坂東幸左衛門被仰付、時之以相場葉藍御調上被成、藍 々売残葉藍多有之様ニも相聞候、依之、此度御奉行付ニ被成則 (前略)近年藍玉猥成売買も有之様ニ相聞、夫故御国中え之入 一仕候、勿論積出候節ハ御奉行共え致案内、御分一処手形可申 (中略)

先達て藍作付反数並残藍之義相触追々以帳面申出候、尚こなし 奉行共え可差出候(後略)」 立俵子ニ相成候段其員数面付帳面相記、村切出来次第来月中御

るが、私は、売残つた葉藍を御用場で買上げて藍師(藍玉製造者) この法令をもつて葉藍の専売制施行とする意見が大方のようであ

> 舜二氏はそれを享保十二年として居られる。 (17)保十八年の藍方御用場設置と同時とする説が一般であつたが、沖野 より差出すものと解される。これの施行時期については、今迄、享 の税がかかり、それを二歩づつ売人である藍作人と買人である藍師 げが藩札によつてなされたことは、その時点からいつて疑えない。 税徴収のための生産把握であつたに過ぎない。そしてこの葉藍買上 と葉藍俵数の調査は何も専売のための準備ではなくして、葉藍取引 つても立証される。また享保十八年の法令の第二条の葉藍作付面積 尤売買之節其村役人共立会見届、送手形指出可申候」というのによ 埓外の葉藍に関するものである筈だからである。 これは 元 文 六 年 れているわけであつて、役所の買上げはあくまで通常の自由取引の 之以相場」とある以上、藍方御用場の買上げよりほかの取引が行わ に払下げる、いわば滞貨融資に類するものと考える。なぜなら、「時 (一七四一)の申渡し、「相対売買、唯今迄之通勝手次第に可仕候(g) 一歩相と称せられる取引税は、葉藍売買の際その代銀に対して四

節には買人より請取手形をとつておくことというのであつた。 るに、生産地の村々で藍玉の員数を二度にわたつて調査し、売買の るべきものであつた。その法令の引用は省略に従うが、これを要す 藍玉生産及び流通の把握への努力は、行着銀完全施行への裏付とな 享保十九年(一七三四)行着銀仕法が始められたが、翌二十年の

に統制機構は整備されるわけであるが、これが直接的にどれだけの 礎にしての取引税・行着銀・口銀の徴収とに力が注がれ、それなり これ以後元文年間は葉藍と藍玉の生産・流通の把握と、それを基 寺九道に乗り合うていてりである。
らない。藍政策をかなめとした領国経済構造の整備が、もはやこのの目的だとすれば、それはあまりに近視眼的に過ぎるといわねばな何れにせよ、藩当局にとつて、これら直接の税収入のみが藍政策

が低く、ことに藍作が下畠において行われたことは前述したところれたので、藩の米の収納は極めて限られたものとなる。畠方の石盛町、畠方二、七〇〇町である。畠方では麦・藍・栗・稗などが作ら一、八一八町、畠方二〇、四三九町、淡路において田方五、九一五門波藩領の享保六年における作付面積は、阿波において田方 一時軌道に乗り始めていたのである。

である。 してこれを可能にするためにも、藍作の振興、移出の発展は不可欠 入と、藩士・領民からの収奪の可能性とを保障するものである。 るといつてよい。換言すれば、これは領主にとつては、払米の高収 層の利益を向上せしめる政策がこの高米価政策によつてとられてい やむことになる。つまり収益の多い藍作農家の犠牲において他の階 家は労賃を初めとしてコストの上昇と年貢負担の実質的増大とにな 藍作人の収支を劣悪化させるものであることは森泰博氏のつとに説 し、領民の米食を抑制して大坂払米を確保する。この高米価政策が 穀移入を極力抑える政策をとることによつて領内に高米価をもたら(33) が生れる。これは相当部分空米切手である可能性が強い。そして米 の生産が少いものだから蔵米が指紙で支給されるというような便法 十五年には実高四十万七千石になつている。それにもかかわらず米 ではない。阿波藩の石高増加は表高二十五万七千石に対して、享保 を有利にし、高持米作農家の収入をふやすことになる。一方藍作農 かれたところであるが、敷衍していえば、これは領主・藩主の払米 である。もつとも藩は新田開発・打直検地に力を注がなかつたわけ

を取る政策を推進して行こうとする。めとして理解し、課税又は専売による直接の収奪にこだわらず、実とのような意味で、藩は藍玉生産・移出をその領国再生産のかな

試行錯誤をくり返すこととなる。宝暦から明和に至る十五年間はそつて、それ迄は時には専売を志向し、時には収奪強化を意図して、しかしそれが真に軌道に乗るのは、実際にはもつと後のことであ

門波藩札考(三)

集約点であつたといつて過言ではない。藍政の上での変革期が重なる。すなわち藍政策は藩政及び藩財政のの意味で混迷の時期であつた。そしてこの藍政策の混迷の時期に、

それまで一定の家門からしか任命されなかつた重要な職務に、よりば、「職班官禄」とは将軍吉宗の足高の制に類似した制度であつて、説することは本論の主題より外れるので簡単に説明を加えるなら来地均禄」として「藍政策」とともに現象するのである。これを詳ずであるが、それは藩主対上層家臣という対抗関係をその側面とし彼の藩政改革の主眼は多くの他藩のそれと同様あくまでも財政改

重喜が藩主の任に就いた宝暦四年に、玉師株の設定と藍玉大坂売の統制強化とが行われているが、少くとも彼が封地に就いた五年五の統制強化とが行われているが、少くとも彼が封地に就いた五年五人は藩にとつて望ましいところだが、そのために統制強化という主目的を見落してはならない。玉師株の設定はあくまで藍玉生産・流通の把握への努力の帰結であつて、その終着点は専売制度である。また先に運上銀といつたが、実はこれは従来の説に従つたまでで、また先に運上銀といつたが、実はこれは従来の説に従つたまでで、また先に運上銀といつたが、実はこれは従来の説に従つたまでで、また先に運上銀といったが、実はこれは従来の説に従つたまでで、またとの神用銀を藍玉税とされている向きもあるが誤解であり、後の俵懸銀との混同が見られるものと思う。

の移出藍玉は十三四万俵に達し、その代価は二十万両にのぼつたと「阿波藍沿革史」によれば、宝暦十二年(一七六二)には諸国へ

ある。 る。 られる。なぜならそこではすでに見たように藩札は必然的に減価さ 札場においてではなく両替屋を通じるなどの方法で)があるのみで の上に準備銀も勿論相場の要因となる。それは領外へ出向く藩士の のような場合、藩札はその需給関係によつて減価の程度が上下され 兌換したい時にはいつでも私的両替によつてそれが可能である。 れ、そのためにそれなりの需要をもつている。そして藩札を正銀に 合通用の下において藩札流通を順調ならしめる一条件であると考え えるかも知れないが、正金銀が相当潤沢に存在するということは、混 る正金銀はそれをかなり下廻るわけであるが、いささか逆説的に聞 すのは容易だが、減らすのは財政支出が減少させられない以上困難 兌換と、流通量操作のためにのみ必要なのである。藩札流通量を増 いう。勿論江戸為替・魚肥購入などに費消されるので領内に流入す である。藩札を減らすには貸付抑制・御用銀賦課と藩札買上げ(銀 流通量を加減することによつて相場を動かすことが出来る。こ 藩札買上げに正金銀が使用されるのはいうまでもない。 ح

ではまだ藩札に信用を賦与するに至らないのであろう。られるのは寛政以後のことと推測される。宝暦期の正金銀流入程度流通の主流を占める。阿波藩内でこのような理想的な藩札流通が見状態にあるといつてよい。その場合正銀金は退蔵され、藩札が貨幣、藩札流通がこのような条件を獲得した時、それは最もノーマルな

百二十二匁七分、寛保二年(一七四二)には百七十四匁、宝暦年中十一貫入)銀五十七匁であつたものが、元文二年(一七三七)にはまた、阿波藍玉の価格は、享保七年(一七二二)の上藍一俵(二

る。

「一七五○年代)には百八十五匁に騰貴したといわれる。享保の相の、一七五○年代)には百八十五匁に騰貴したといわれる。享保の相の、一七五○年代)には百八十五匁に騰貴したといわれる。享保の相の、一七五○年代)には百八十五匁に騰貴したといわれる。享保の相の、一七五○年代)には百八十五匁に騰貴したといわれる。享保の相の、一七五○年代)には百八十五匁に騰貴したといわれる。

四郡に流された。
(17)
十一月、名西郡において次のような廻文が作られ六年(一七五六)十一月、名西郡において次のような廻文が作られしかし現実には宝暦期の藍作人は極度の困窮に喘いでいた。宝暦

此度藍一巻願出に付廻文の事

く、両親妻子牛馬等も難育、惣作人共壱統申談仕候通来ル廿八々、両親妻子牛馬等も難育、惣作人共壱統申談仕候通来ル廿八被仰付、作人壱統困窮仕其上悪年に罷成御年貢等も 相 調 か た一藍四歩相懸り弐拾四五年に罷成候処、又々去ル戌年より玉師に

日鮎喰村川原へ出合可申候(後略)」

玉師株に反対していることからして、主導者は藍作人と 見

るべ

表泌録」には、五年には何の災害も記載されておらず、六年九月にがあつたといわれているが、その論拠は示されていない。「阿淡年の凶荒はかなり少い方である。沖野舜二氏は宝暦五年に藍の大凶作の凶荒はかなり少い方である。沖野舜二氏は宝暦五年に藍の大凶作の大の一揆の最大原因であつたことは疑えないと思う。

阿

風雨洪水にて三万二千石損毛とあるのみである。

七)三月、仕置職より本締及郡奉行への申達しには、「南北村々困だが、困窮していたのは藍作人のみではない。宝暦七年(一七五 害、元文初年の三年間の半所務召上による給人の誅求が、農民の窮 収の合理化が看取される。それに加えて、延享期までの度重なる災 を強行する。元文・寛保・延享と法令の面でも隠田摘発・新開 も低額の正金銀しか獲得できないので、より一層誅求して饑餓移出 米価がこの増徴をますます強化させる。領主は多量の米を移出して 代を高くすることは、当然増徴を可能とするものである。享保の低 る高収益の商品作物が畠方(島方)で栽培されている現在、その斗 蔵奉行から伺いを立て、仕置職から裁可を得ている。藍を初めとす(3) 可申事ニ候間、向後ハ嶋方之斗代了簡仕候様可被仰付哉之事」と御 嶋方は斗代卑ク候段、古来より之成行ニ御座候得共、時節ニもより 見られるようである。元禄七年(一六九四)には、「田方斗代高く 強化に求めたいと思う。あたかも元文―宝暦期には、幕府において 的少くて、しかもかかる困窮が招来された理由を、私は年貢徴収の 説かれている。農民の困窮は思いの外激しいのである。災害が比較 も可成程は相控さセ候」と述べられ、翌八年正月には、「惣て御年 当被仰付、並御年貢上納相滯候村々多有之候得共、田宅沽却申付儀 被仰付来候、近年ハ猶更飢御扶持方ハ勿論、拝借等之儀も時々御手 窮之趣彼是申立御救拝諸之儀願出候ハハ、無拠入割有之分ハ拝借米 も神尾春央の悪名高い増徴があり、阿波藩においても同様の推移が (中略) 去年滞之義別紙之通村数石数とも過分之義」とも

ずる。藩当局はその後の藍作の衰勢を検討し、その挽回の手段とし のである。今、法令の引用は省略するが、それを見る限りでは四年(な)した歩相銀と玉師株との廃止は、宝暦十年に至つて漸く発令を見る 藍業振興策なのである。 てこれをとつたものであろう。いわばこれは藩の積極的転進であり 前の一揆の成果がこれであるとは、直線的に断定しがたいものを感 藩の対応というにはあまりに微弱なものでしかない。一揆の目的と の葉藍歩相銀は年賦上納を許した。しかしこれらの措置は一揆後の(%) 七年に吉野川沿岸に大洪水があり藍作地の痛みが甚しいので、延滞 果、室暦六年冬には、葉藍一万俵の買上げが行われ、宝暦八年には 藍作人が窮乏にたえうるだけの蓄積を持たないことはいうまでもな よつて専売制への志向から一歩後退したことは否めない。 この 結 階級分化を激化させていただろう。それらのうちの下層階級である 激しく響いてくる。まして藍作という商品作物の栽培は彼ら農民の う。貨幣経済の滲透をうけ分業が進化していればいるだけ、窮迫は 出来た反面には、「実とは下々は不自由に罷成」つていたのである。 い。宝暦六年の藍一揆は起るべくして起つたものといいうるだろう。 る藍玉製造からの排除を受けていたので、窮迫はより切実だつたろ て藩士・農民にしわよせさせるものである。藩庫に十万両の貯えが 乏に相乗的に響いてくる。山田貢の財政改革は藩財政の赤字をすべ この一揆は未然に探知され挫折に了つたが、藩の藍政策はこれに 藍作人にとつてはそれらの外に、葉藍取引税の徴収、玉師株によ

とにかく藍方役所・歩相銀・玉師株の取止めにより藍作と藍玉生

りとその方向を踏襲するのである。 主調低音であつたように、この期の阿波藩の藍政策もここではつき 露骨に示したものといえる。流通過程よりの収奪が田沼経済政策の であるのに対して、藍師に対する負担増大であり、藩当局の意図を 率も三割増にあらためた。これは生産自由化が藍作人に対する恩恵 のとその方向を踏襲するのである。

を加えた様子も殆ど見えない。 重喜襲封以後の藩財政は悪化の一途を辿るのみであつた。宝暦十重喜襲封以後の藩財政は悪化の一途を辿るのみであつた。宝暦十重喜襲封以後の藩財政は悪化の一途を辿るのみであつた。宝暦十重喜襲封以後の藩財政は悪化の一途を辿るのみであつた。宝暦十重喜襲封以後の藩財政は悪化の一途を辿るのみであつた。宝暦十重喜襲封以後の藩財政は悪化の一途を辿るのみであつた。宝暦十重喜襲封以後の藩財政は悪化の一途を辿るのみであった。宝暦十

の幕府の経済政策と対抗関係に立ち、その制肘を受けるようになつ済体制とが利害反することの帰結であつて、阿波藩の財政改革もこあり、それは田沼の志向する全国的経済政策と、外様大名の領国経田沼期の幕府経済政策は国持外様大名に対して時にかなり圧迫的でこれら財政改善策は幕府に報じてその許可を得たといわれるが、

てくる。

にその挙に出ているのである。 宝暦六・七年の災害については先に述べたが、その後はさしたる 宝暦六・七年の災害については先に述べたが、その後はさしたる 宝暦六・七年の災害については先に述べたが、その後はさしたる 宝暦六・七年の災害については先に述べたが、その後はさしたる 宝暦六・七年の災害については先に述べたが、その後はさしたる 宝暦六・七年の災害については先に述べたが、その後はさしたる 宝暦六・七年の災害については先に述べたが、その後はさしたる

還されるものである。
田沼期の幕府経済政策のもう一つの事例である外様大名の助役に田沼期の幕府経済政策のもう一つの事例である外様大名の助役に田沼期の幕府経済政策のもう一つの事例である外様大名の助役に田沼期の幕府経済政策のもう一つの事例である外様大名の助役に

目に値するのは、御為替方の存在であろう。これの起源及びその職収奪であつた。藍政策はひとまず措いて、重喜の経済政策の中で注てれら財政窮乏に対する重喜の政策は前述の如く流通過程よりの

藩 札 考(三)

れる。この御為替所(35) 他国米制道の管掌、 許可の冥加銀召上等が行われている。御為替所の役割はその外にも 替所御指止、 上屋敷普請を理由に軒懸石懸召上、天明二年(一七八二) 等の身分許可の冥加銀召上を定め、安永四年(一七七五) 御為替所より反懸米上納を命じ、六年には庄屋に苗字帯刀御免礼銀 については、小川建議検討の場で述べることにする。明和五年には、 れるために、藩が彼らの役割に取ってかわったのである。その詳細 の荷為替貸付であることが注目される。大坂問屋の前貸支配から脱 与は、後述の明和三年の小川八十左衛門建議に基くものであり、藩営 的役割の拡充された有様を説明している。ここに見える為替銀の貸 玉師に貸下げ、或は之を売却するものとす」とあり、その金融機関 ら金銀の取引を為し、藍作人肥料拝借の分は、 各地売場の為替銀を貸与し、為替付荷物は船頭に組替を為す等、専 の事務たる、肥料の貸下取立は固より、玉師には浜売・大坂問屋売・ 和六年より家質貸付を行うことになる。「阿波藍考証」には、 貫目の利益銀を計上せんとするものであり、その利益銀をもつて明 のと思われる。その主務は藍方役所にて貸下げる干鰯の代銀の取立ば、これは明和四年(一七六七)藍方為替出張所として出発したも に輸送して売買し、或は代官所に買上を願い、代官所よりは葉藍を てにあったようで、この干鰯貸下方式は当初の計画においては年百 務についての公式且詳細な記録がないが、副次的な史料 より すれ この御為替所は安永三年、 右御用筋之儀此後銀札場え御付被成候」ということに 、その主務は藍方役所にて貸下げる干鰯の代銀の取立 川口御番所御分一所の監督などがあつたといわ 「今度稠敷御取縮就被仰付、 収獲藍を蒐集し、更 再び身分 には江戸 「其

> 担当役人の指出した予算案の中の収入の部に、(%) 役所の受持ちであつたかと思われる。天明八年 この御為替方の役目であつたし、

> 藍以外の国産物専売の管掌もこの い。なお、明和期に入つて目立ち始めた冥加銀上納による株立ても 奪という政策は、藩札の存在をもつて初めて完成するとい であることを推測せしめる。ここにおいて重喜の流通過程よりの収 彩を強め、藩札流通と切離せない相互補完関係に立つに至つたもの その業務が藍方関係より離れ、寧ろ藩内全般の金融機関としての色 思われる。そして後に銀札場と密接な関係を持つに至つたことは 流通過程よりの収奪という重喜の政策の重要な役割を担つたものと 所として出発した為替方は、のち独立して金融機関的活動に任じ、 三万八千二百両余増猶減追而可達事」とあるように、多額の金を火札場へ御約被仰出御普請金ハ相達次第伊奈半左衛門へ可被相納候金 急の際に用立てている。これらから見ると、初め藍方役所から出張 務の貸付銀取立などは銀札場へ移された。この間、天明六年(一七 八六)には、関東伊豆の川普請の台命を受け、 なり、その後復活したが、また寛政二年(一七九〇)、廃止され、 「御為替方御役所銀 (一七八八) つてよ

「一銀百五拾貫目程 御為替方奉行

御林方御徳用迄相立候」品々御徳用銀四百貫目程之内御指止メニ相成可申株々は指除

があり、それらによると彼らにとつて為替方役所は藍方・銀札場と並担当役人の「存寄書」類の中に為替方役所について僅かながら記述とあるからである。安永七年・天明八年にそれぞれ上申された財政

て貯えられていたことが判明する。あつつて、事実三役所とも独立会計を保持し、その利益は引除銀としんで藩財政の救急的役割を担うものと意識されていることが明白で

ての御為替方の役割は銀札場に媒介されることによつて極めて田田の御為替方の役割は銀札場に媒介されることによって極めて田田の施護関係を抛ったことは必ずしも幕府が独身を抑圧しようをであった。当然幕府の抑圧する所となる。幕府が外様大名に対してそあって、幕府が真に抑圧しようとしたのは、領国経済政策と競合をであったといわねばならない。藩札に対してもその論理は貫徹する。田沼政権は藩札に対して必ずしも明確な態度をとった訳ではする。田沼政権は藩札に対して必ずしも明確な態度をとった訳ではする。田沼政権は藩札に対して必ずしも明確な態度をとった訳ではする。田沼政権は藩札に対して必ずしも明確な態度をとった訳ではする。田沼政権は藩札に対して必ずしも明確な態度をとった訳ではする。田沼政権は藩札に対して必ずしも明確な態度をとった訳ではする。田沼政権は藩札に対して必ずしも明確な態度をとった訳では、

ら であろう。 中絶之分は銀札遣難相成_ 幣制と金本位制との道を歩み始めるからである。その場合当然幕府 延長として安永元年(一七七二)南鐐二朱銀を鋳造発行し、標記貨 ていたに相違ない。安永三年、「向後は前々銀札遣致候場所にても、 は全国統一貨幣を志向し、田沼政権は終局的には藩札の禁止を考え 相場にかかわらず金一両に十二ケ換とすべき事を命じ、次いでその 藩札が幕府の貨幣政策と相容れないからであつた筈である。)、現行の金銭札の許可更新を認めない方針を打出す。この理由先ず宝暦九年(一七五九)八月、幕府は新規の銀札遣い 不 許 幕府は明和二年(一七六五)五匁銀を鋳造発行し、四年、 と触れたのも、そのための道程だつたの この理由は なぜな 時の 可

阿波藩札考(三)

はこれについて意見書を差出した。 ・ 阿波藩の経済政策で幕府のそれと競合するものといえば、何よりの産業不振の根は、実に大坂問屋資本による独占にあつたともいらの産業不振の根は、実に大坂問屋資本による独占にあつたともいらを強化することにあつた事は再三述べた。宝暦六年の一揆以前よらを強化するとにあいた事は再三述べた。宝暦六年の一揆以前よりのとが落の経済政策で幕府のそれと競合するものといえば、何より

「(前略)大坂問屋共儀、近年ハ自分ニ紺屋売茂仕、諸国ニ売場崎「(前略)大坂問屋共儀、近年ハ自分ニ紺屋売茂仕、諸国ニ売場崎原売払候後、右弐ヶ月之為替銀利息も取立、万端致度儘之仕方渡売払候後、右弐ヶ月之為替銀利息も取立、其余銀ニハ壱ヶ月弐極之分ニハ、壱ヶ月壱歩五厘宛之為替銀ニ問屋壱統申談ニ而相極置目之物ニ百弐拾目程宛為替銀相望候類、右員数ニ而ハ事足り不申、余計を相望申者共ニハ、壱俵ニ付代銀百目之物ニ売拾目、亦ハ弐百目之物ニ百弐拾目程宛為替銀相望候類、右員数ニ而ハ事足り不申、余財を相望申者共ニハ、壱俵ニ付代銀百目之物ニ六拾目、亦ハ弐百目之物ニ百弐拾目程宛為替銀相望候類、右員数ニ而ハ事足り不申、余財を相望申者共ニハ、壱俵ニ付代銀百目之物ニ六拾目、亦ハ弐百目之物ニ百弐拾目程宛為替銀相望候類、右員数ニ而ハ事足り不申、余時の記録は、大坂問屋共儀、近年ハ自分ニ紺屋売茂仕、諸国ニ売場崎、(後略)」

大坂問屋の口銭・諸造用、為替銀利息等を藩の手に奪えば、いくらの価格支配をまぬがれ、余計な出資も節減出来るとする。こうして仲買共を当地で荷主共立合で買付けさせるようにすれば、大坂問屋であるから、以後は大坂で売買していた分は阿波で売買し、大坂の

(三三九) 八五

御代官所と改め、 も積廻せばよいと対策を指示している。その結果、藍場役所を藍方御吟味ハ曽而無之義」故、藍場はそのまま存続させて、少々大坂へ 基本方針となる。幕府が年貢としての国産物専売という建前につい するのであると粉飾することに決め、 より国元への書翰にも、 振合ハ一向御動セ不被成思召ニ候」という決意を以て、表面は幕府 相立候義ハ新規之事ニも候間是迄之通可被相心得候」との公裁が下 を幕府に届出るが、明和四年八月、老中松平武元より「国許ニ売場 出す場合は藍場役所で調えるように指令した。同時に藩当局はこれて大坂以外の積出分も去年壱ケ年分の実績を枠として、それ以上積 来の大坂積の分はすべて同所に積廻し売買するよう発令した。そし ては黙認の態度を取るのが一般であつたことは、吉永昭氏がつとに 意に従いながら、裏面では計画を貫徹しようとする。江戸詰家老 藩当局は直ちにこれを採択し、同年七月藍場役所を設置して、 計画は挫折する。然し、藩主を初めとする首脳部は「只今之御 藍玉は年貢継として代官所へ指出し、それを販売 「公儀之御事ハ、御書付出候とても微細之 以後これが藩の幕府に対する 従

(二四〇) 八六

指摘されている。(46)

た藍政は後戻りは出来ない。て、重喜に疎外されていた家老達が権力の座に戻るが、一旦出発しすを嗣いでいる。新法をすべて覆し祖法に戻るべしとの幕命によつ明和六年重喜は幕府の忌諱にふれ隠居を命じられて、子の治昭が

の期の財政糊塗策であろう。 安永・天明の藩財政は明和の窮迫の後を受け、その上「是より天年の災害、或いは国役普請助役などにより、ますます逼迫の度を深めてゆく。安永七年の借銀の元高は三都に一万五千貫余、国元銀主常収支の不足銀百二十貫余と合わせて、翌年の予算は約千七百貫目常収支の不足銀百二十貫余と合わせて、翌年の予算は約千七百貫目常収支の不足銀百二十貫余と合わせて、翌年の予算は約千七百貫目常収支の不足銀百二十貫余と合わせて、翌年の予算は約千七百貫目常収支の不足銀百二十貫余と合わせて、翌年の予算は約千七百貫目常収支の不足銀百二十貫余と合わせて、翌年の予算は約千七百貫目のでしかなく、抜本的な対策は出てこない。これより先安永三年から銀主設定・身分売却などが極めて目立つようになるが、これがこの期の財政糊塗策であろう。

は長谷川近江は半所務召上のうち相当分を銀札場へ指入れ、その外御旋も宜敷、先納米も相仕解、少々は御窕ニ罷成」と述べ、八年には、銀札場之為御元入何卒調達を以成とも二千貫目計相渡申候得ハ触れているものの多い事である。例えば天明七年に本締片山猪又家老達の献議の中で僅かに興味をひくのは、銀札場強化について

相直り可申と奉存候」と説いている。 相直り可申と奉存候」と説いている。 相直り可申と奉存候」と説いている。 とと上申している。 文或者は、半所務召上をやめてその分を御用銀などして、五年間に三万五千両を銀札場に貯え、不時の変事にあてなどして、五年間に三万五千両を銀札場に貯え、不時の変事にあてなどして、五年間に三万五千両を銀札場に貯え、不時の変事にあてはと、無価が高くなつた時にはその払米利益の余計分を銀札場へ入れにも米価が高くなつた時にはその払米利益の余計分を銀札場へ入れ

米は何故か銀五百十九貫となつている)。上記史料と一対をなす「上 別上の諸引用よりこの時期の藩札の様相を垣間見て、私は二三の 以上の諸引用よりこの時期の藩札の様相を垣間見て、私は二三の 以上の諸引用よりこの時期の藩札の様相を垣間見て、私は二三の 以上の諸引用よりこの時期の藩札の様相を垣間見て、私は二三の 以上の諸引用よりこの時期の藩札の様相を垣間見て、私は二三の 以上の諸引用よりこの時期の藩札の様相を垣間見て、私は二三の 以上の諸引用よりこの時期の藩札の様相を垣間見て、私は二三の 以上の諸引用よりこの時期の藩札の様相を垣間見て、私は二三の 以上の諸引用よりこの時期の藩札の様相を垣間見て、私は二三の 以上の諸引用よりこの時期の藩札の様相を垣間見て、私は二三の

勢とはかけはなれていた。 う。とはいつても、藩当局の公定相場弐歩相(二パーセント)は実 ら脱け出て藩札は相場の自律性を取得したといつてもよい であろ 原則によつて貫徹されるようになる。専一的通用という強制管理か を出発点とする信用貨幣としての藩札の道程は、ここにおいて経済 疑えない。札価はもはや小きざみな上下しか繰返さない。混合通用 られるので、札は上納以外に大きな需要を持つに至つていたことは 退蔵されて流通の場に出ず、札遣いが主流を占めていたものと考え に、主として需給によつてのみ動くようになる。ましてこの時期に て相場が生じ、損得が相通ずるようになり、札は著しい 減 価 なし は上納をする連中である。しかしこういう場合必ず札の需給によつ 損をするのは藩からの支払を受ける商人・職人であり、得をするの 的に損をする。しかし札での支出を公定相場で行えば損得はない。 考えて見よう。札価が低い場合、藩当局は札での上納によつて実質 ある。ここで再び札価に注目して、藩札での収支と札価との関係を 藩札は貸付なり、御用銀償還なりいろいろの方法で放出される訳で ば、領内での支出は、前藩主重喜への極銀約七百貫目の外は、銀札 は藍商ら領外交易者にのみ取得された正金銀は殆ど藩内では彼らに い。即ち経常収支においては藩札は引揚超過となつているが、勿論 での支出は重喜の極銀の外はすべて銀札でなされたものと考えてよ 目は多少なりとも領外での物品買付を予想させる項目なので、領内 六百六十貫、その外に銀々札二百八十貫目である。銀々札とある項 々様御極銀并諸手崎御入目大綱都帳」によつて支出の部を検討すれ 「銀札場一巻留書」には、 「相場は上方

いる。

「相場とて全一両に銀六十匁を標準とすれど、御両国にては大抵一「相場とて全一両に銀六十匁を標準とすれど、御両国にては大抵一「相場とて全一両に銀六十匁を標準とすれど、御両国にては大抵一「相場とて全一両に銀六十匁を標準とすれど、御両国にては大抵一「相場とて全一両に銀六十匁を標準とすれど、御両国にては大抵一「相場とて全一両に銀六十匁を標準とすれど、御両国にては大抵一「相場とて全一両に銀六十匁を標準とすれど、御両国にては大抵一

替歩打を増減して商人の機先を防ぎ以て市郷へ相場の高低を急報方奉行と元グ役との間に協議を重ね尚ほも商人と折衝して、終に引め耐へ得るまでは商人の望み通り交換しけるも、商人の勢ひ益す激むるによれり。銀札を銀札場に供提して金銀に引替を乞ひ、又た銀むるによれり。銀札を銀札場に供提して金銀に引替を乞ひ、又た銀め耐へ得るまでは商人の望み通り交換しけるも、商人の勢ひ益す激め耐へ得るまでは商人の望み通り交換しけるも、商人の勢ひ益す激め耐へ得るまでは商人の望み通り交換しけるも、商人の勢ひ益す激め耐へ得るまでは商人の望み通り交換しけるも、商人の勢ひ益す激め耐へ得るまでは商人の望み通り交換しけるも、商人の勢ひ益す激め耐へ得るまでは商人の選を重ね尚ほも、歩台に増減を生ぜしめざるため耐べ得るまでは商人の選を重ねがある。

調達しているのも、銀札場への調達金だろう。 (%) り、それを少しづつ返納させている。文化度に札元の寺沢が三万両 寛政三年(一七九一)に銀札場へ金小判一万両を指入れた記録があ ば兌換準備銀は大量に必要とはされない。兌換要求の多すぎる時に 慣れとが根抵をなしていることはいうまでもない。そしてこうなれ 自律性が与えられたことに求められねばならないだろう。藩札流通 うか。それは根本的には前述の如く、上納によつて流通保障が得ら 合わせて、時として銀札場へ元入銀を入れたり返納させたりする。 に測定しうる筈である。それ故、財政担当者は兌換要求の多少を睨み は打歩を上げれば調節しうるのであれば、準備銀の必要量は経験的 が此処まで来るためには藩当局の発券の自制と、領民の紙幣使用の れ、混合通用によって私的両替相場が可能となり信用貨幣としての が、このように兌換可能になった条件は何に求められるべきであろ 札場に於いて兌換を行つていたのである。 元文頃一時兌 換 を 停 止 し、その後も領外御用の藩士にしか兌換を行えなかつた筈の銀札場 する事、今の洋銀相場の如し。」これを見ると少くとも幕末期には し、其歩合にて取引なさしめらる。此際商人は相場の変動にて損

ついて何らかの約定が妥結したものと見られ、寛政十一年には御土銀主共行着方宜御為成候ニ付」褒賞を受けており、借銀返済方法にである。だが寛政二年には大坂御留守居が「此度御借銀御用ニ付御足は平均四七五貫目、不時入用は平均九〇九貫目であり、毎年赤字追の度合いを減じたかに見えるが、寛政元年より六年迄の収支の不寛政から文化にかけての藩財政は、天明期に較べるとややその窮

売場組合冥加金は約三万両に達するといわれる。移出増加について天保度にはこれが更に高率になり、明治六年の調査によれば、各地は例えば関東売六千両・大坂売五千両・勢尾売三千両等であつて、 済したとの理由で褒賞を受けている。藍方がそれ程の余裕を持ち始官が、文政八年(一八二五)借銀の仕解を藍方で受持ちこの年に皆 上寺普請御用が命じられて約三万五千両上納し、連年の災害とともて新御殿の造営などに出費している。天保元年(一八三〇)には増 関東諸川修理助役が下命され、十年には家斉の子松菊が養子になつつたとして翌年度の財政についての建議を求めている。同六年には「一昨年昨年ニ至御入目強御収納物御引合難立一方之御不足」に成 十三年には上野本坊普請手伝を命じられ約三万四千両上納し、(音) (中略)尚又稠敷御取締被仰付候」という事態になつている。文化財広大ニ至リ御不旋之御中、年々御入目相増、御行道も無之ニ付 許による移出増加即ち利益銀増収などによるのである。 三万九千両を上納し、そのためと文化元年(一八〇四)からの連年〇二)東海道及び甲濃勢州諸川修理が命じられ、この費用として約 冥加金の収入と、文化十一年(一八一四)の大坂積藍玉の蔵物扱幕 八〇三)の関東売場株の制定を初めとする諸国売場株の制定による(65) めていた事には理由がある。それの詳説は避けるが、享和三年 に財政の立直りは程遠いと思われる。ところが天保二年には藍方代 もこの両三年かなりの災害を受け、文政三年(一八二〇)にはまた の災害もあつてまたまた財政は悪化し、文化六年には、「追々御借 蔵に金一万九千両余の貯えが出来ている。ところが享和二年(58) 移出増加について 因に冥加金 各地 しか \subseteq

貴にもよるが、何よりも阿部正蔵が指摘したように藩の蔵物扱によ 年には更に文政の三倍以上にも暴騰を見る。これは全般的な物価にいる。しかも価格は文政年中には宝暦年中の二倍に騰貴し、天保・ いる。しかも価格は文政年中には宝暦年沖の二倍に騰貴し、天保末いえば、文政年中には二十七万六千七百俵を数え最高記録を作つて 中相場に一致せしめねばならない。かかる事態では銀札場での兌換 ら、これは当然起るべき現象で、これを防ぐためには公定相場を市 私両替を禁止する。私両替に於て札価が公定相場より安 いのだ か 付払納多、市郷之義ハ銀札乏敷両季上納時節は一統難渋仕候ニ付 有之候而、私之歩合相立両替仕候処より、銀札多買込両替願出候 義、銀札場之外惣而御制禁之処、近年於市中両替屋中買体のもの多 あった事を示しているが、実勢は最早一片の触書によつて変えるこ 如何之事候」と叱責し、今後享保の触達を守るよう命じている。 である。先ず文政元年(一八一八)七月、「御両国銀札通用両替之 ように推移したか。触書集である「藩乗」について見ると次のようこのような藩財政及び国内金融の状態を踏まえて藩札流通はどの を実行しうる筈がな とは出来ないのである。それで同年十二月、再び「此金銀札両替之 れは相対の両替相場が公認のものではなく、黙認されていたのみで 由、乍併御建ニ相障リ候様之義ニも無之候処、近年追々令増長候趣 義ニ付享保十五年触達有之、端々相対之歩合ヲ立合両替候もの有之 る占売が最大の原因であろう。彼は阿波藍玉をその典型としている。

り、 、文政十二年七月の蔵所公示相場は金文政六年には或る史料による計算では文政六年にはずる史料による計算では では一両に付札六六匁替 両札六十匁、 同年十二月 あ

令取遣」めるよう触れる。これでは天保二年の触書の否定であり、 相場相設、本は売事之金相場撫テ相建候ニ付(中略)弥金銀相場ハ 相場同様相心得、兼而之御建ヲも取失、且土地ニ寄候而は心儘ニ金 相対相場でなければ兌換が殺到して銀札場は取付にあつてしまう。 被仰付候事ニ候、下ニ而相対両替仕義は兼而御停止ニ付(中略) 儀銀札場御改以来出入共筆記手数を経候故、無拠時刻相移両替人共、、、、、(密点筆者) た弐歩相ではない。天保二年(一八三一)には、「金銀々札両替之 六拾三匁弐分とあつて、下通用として「銀札六拾四匁四 分 六 厘 四 弐歩相という固定した相場を守らせることは、兌換を中止したこと 銀札場懸札之志通、相歩之義ハ文政元寅年相触候懸一牧弐歩相ヲ以 分任便利、多分弐歩半三歩ニも相至り、不弁之者共は歩相之高下も ところがまた天保七年には、「札歩は弐歩相場定之処近年商人共自 対相場が行われ、それが民間に移行させられたものと考えられる。 には札六十目八分と変動していて、公定相場に近い額だが、 を意味するものでもある。しかし、この中に見える私両替相場が一 よりすれば、文政元年以後天保二年迄の間の或時期に銀札場での相 不便利ニ有之趣ニ相聞候、依而左書之通此度金銀々札両替問屋御免 五%か三%という程度のものであることには注目しておく必要が 但弐歩相付金小判壱両之代リ」とあるから、弐歩相を強制して 天保三年以降と推定される「金相場立直御触」にも、 「留書」に見える様子と著しく異ることが注目さ 固定し 金小判

> の公式書類であるから例にはならないだろう。 の公式書類であるから例にはならないだろう。 の公式書類であるから例にはならないだろう。 の公式書類であるから例にはならないだろう。 の公式書類であるから例にはならないだろう。 の公式書類であるから例にはならないだろう。 の公式書類であるから例にはならないだろう。 の公式書類であるから例にはならないだろう。 の公式書類であるから例にはならないだろう。

の藍方決算書は次表の如くである。 一方、藩財政は天保度から幕末にかけて他藩同様臨時の出費が相の藍方決算書は次表の如くである。 一方、藩財政は天保度から幕末にかけて他藩同様臨時の出費が相の藍方決算書は次表の如くである。 一方、藩財政は天保度から幕末にかけて他藩同様臨時の出費が相の藍方決算書は次表の如くである。 一方、藩財政は天保度から幕末にかけて他藩同様臨時の出費が相のを方決算書は次表の如くである。

ら、決算には含まれていない。その外に、地盤(本グ)へ年々八二の管掌にかかり、これらはすべて地盤・銀札場の受取りであるかになる。もつとも年々繰越銀などは貸付けに運用されているのだろ表示のように藍方関係だけで銀一万五千貫弱を保有していたこと

藍玉俵懸銀 御 益	貫	銀 貫 796.241.35
諸 経 費	52. 772. 29	
江戸為替金藍方より上納	29. 933. 54	•
藍玉15万俵懸銀 同上納	645. 000. 00	
酉年分算用詰過銀		1. 42
酉 年 分 引 除 銀		68. 536. 94
申年迄年々引除銀		2326. 809. 68
肥物貸付銀替へ違徳用		822. 30
貸付肥物買入銀借上元利納入	89. 598. 43	
残 銀		2306. 570. 49

表 2 川口銀御算用目録

川口銀収入		214. 087. 84
15万俵分川口銀 銀奉行へ上納	175. 500. 00	
雑 費	2. 180. 19	•
酉年分算用詰過銀		. 66
酉 年 分 引 除 銀		36. 408. 31
申年迄年々引除銀		1752. 476. 00
藍方役所建置金拠出	37. 400. 00	
残 銀		1751. 484. 31

表 3 藍砂御算用目録

申年分残藍砂御益		58. 080. 00
酉 年 分 同 上	·	199. 320. 00
砂買上代	147. 372. 54	
諸 給 与	7.760.00	
酉年算用詰過銀		. 09
酉年分引除銀		102. 367. 55
申年迄年々引除銀		2029. 657. 91
採砂地堤修理費	96. 481. 12	
残 銀		2035. 544. 34

四五) 九一

干鰯魚粕弐歩懸銀		272. 126. 69
諸 雑 費	7. 337. 65	
酉年分引除銀		264. 789. 04
申年迄年々引除銀		4862. 121. 58
問屋頭拝借銀年賦上納		11. 248. 20
調達金年賦返済	164. 560. 00	
残 銀		4973. 598. 82
	<u> </u>	

表 5 調達金御算用目録

地盤へ立替金利息受取 御用利へ貸下銀利息受取 地盤より請込金等利息支払 諸 手 当	182. 104. 06 6. 229. 35	79. 714. 40 142. 174. 13
酉年分余有銀		33. 555. 12
家中年賦拝借返上 申年迄年々余有銀		6. 101. 68 3544. 319. 69
残 銀		3583. 976. 39

する。第二に、銀札は各地の七月十四日の銀銭相場によつ て銭貨に換算し、第一則の割合で新貨相当額を定める。 の割合とする。拾弐貫五百文以上のものはこの割合で算出 月の銅貨と新貨との比較法に従つて九六銭百文を新貨八厘 然で、明治三年の大蔵省への届出によれば、阿波淡路通用知られよう。これを基盤とした藩札が堅調であつた事は当 発の様相を呈しているので比較にならない。 だから正確と考えられるが、この発行高は他の諸藩と比較 は銀札二十一万一千貫余、銭札七百十六万貫文弱となつて 余、銭札二万一千貫文余となつており、明治四年の届出額銀札摺出高、享保十五年より明治二年迄銀札十二万七千貫 届相場九六銭が一両当り拾弐貫五百文以下は明治四年十二 しても殆ど首位を行くものであり、宇和島藩が銀札三十一 万貫を発行しているとはいえ、その価値は極めて低く、 いる。後者の額が、実際に太政官札と交換される時の届出 つて大きく繁栄し、藍財政は藍政策に倚拠していたことが 金銀が前述の如きメカニズムを以て藩財政に寄与すること 貴による正金銀の国内流入急増の経済効果、及びそれら正 などを考え合わせると、阿波領国内の経済は全く藍業によ 程引受けている。これらの直接的寄与の外に、藍価格の騰 ○貫五○○匁納入し、調達銀の返済もこの年に一六五貫目 。その算則は、第一に銭札は調銭と九六銭とを区別し、この明治四年の調査を基礎にして引換価格が決定され 第一に銭札は調銭と九六銭とを区別し、

(三四六) 力

る、というものであつた。三は、金札は七月十四日の相場を以て直ちに新貨相当の価位を定め

これた。銀一匁札が新貨八厘、銭一貫文札が新貨八銭三厘とされた。銀札一匁についての最高は和歌山藩松坂通用札の一銭五厘でたといってよい。しかも享保十五年から一貫した銀札流通を保ちてとからすると、阿波藩は大量の発行高の割には極めて高価を保ちてとからすると、阿波藩は大量の発行高の割には極めて高価を保ちてとからすると、阿波藩は大量の発行高の割には極めて高価を保ちるた藩は極めて寥々であり、阿波藩は大量の発行高の割には極めて高価を保ちる情財仕解によるものと理解されるが、藩札の信用がこのような藍の、新債も他藩に較べて非常に少い。これは天保二年の藍方によればの多角的な展開と成果とに基礎を置き、両両あいまつて藩財政・領内経済に果した役割を充分評価し、そのメカニズムを解明することが、本章の論述の目的であつたのである。

彦教授、三井文庫田中康雄氏に厚く感謝いたします。氏、史料館鶴岡美枝子さん、同原島陽一氏、本塾中井信執筆に当つて直接の御指導・御援助を賜つた後藤捷一女ものです。掲載の機会を与えて下さつた方々、及び、附記)本稿は私の修士論文《阿波藩の経済構造》の一環をな

あつた。第二章に既出。享保末―寛延間本/として財政担当者で

- 入目並諸上納銀々札夫々大綱積ヲ以指引書仕候覚」(2) 史料館所蔵、蜂須賀文書「来亥年より御在国御在府惣御
- (3) 「藩法集、三、徳島藩」御普請奉行の部、二二九頁
- (4) 徳島県史料第一巻
- (5) 「藩法集、三、徳島藩」新御蔵北御蔵の部、四九四頁
- (6) 「阿淡年表祕録」
- (7) 「藩法集、三、徳島藩」所々御分一所の部、四四七頁
- (8) 右書、藍方の部、六三四頁
- 触写」 (9) 「阿波藩民政資料」八九七頁所収「新藍改帳其他諸事御
- (1) 徳島大学学芸紀要第一三巻所収、沖野舜二「阿波藍販売
- (11) 西野嘉右衛門「阿波藍沿革史」三五二頁
- 書上被遊候之覚」(12) 蜂須賀文書「享保六丑年従公儀町歩人数御用ニ付御改御
- (13) 上智経済論集、八巻二号所収、森泰博「大名領国におけ
- (4) 五代藩主綱矩
- (15) 七代宗英
- (16) 八代宗鎮

(二四七) 九三

波藩札考(三)

- (17) 「阿波藍沿革史」はこれを「運上銀」といい、沖野舜二 氏はこれを「藍玉税」といわれる。
- 18 ささか相違がある。 「阿波藍沿革史」四八頁。但し、三五八頁の藍価表とい
- 19 改革」一三七頁 「藩政改革の研究」所収、大槻弘「阿波藩における藩政
- 20 る。 「阿波藍沿革史」では「玉株御取立被仰付」となつてい
- $\widehat{21}$ 前記沖野氏論文、二八頁
- 22 「藍法集、三、徳島藩」郡方の部、八六八頁
- 23右書、御蔵所勘定方林方御検見人の部、五三六頁
- 24右書、同部
- 25 「阿波藍沿革史」五二頁所収「阿波藍考証」より。
- 26「藩法集、三、徳島藩」藍方の部、六三六頁
- 27 右書、同部、宝曆十年八月七日、六三七頁
- 28 右書、同部、同日法令
- 貫のことらしい。 「和訳蜂須賀家記」一七七頁。十万六千貫文は銀千六十
- 30 右書、一八二頁
- 31 「阿淡年表泌録
- $\widehat{32}$ 右書、四七〇頁
- 的位置_ 歷史学研究二九九所収、 中井信彦「宝暦―天明期の歴史

九四

- 34 「阿波藍沿革史」一〇一頁
- 統制」「藩法集、三、徳島藩」所々御分一所の部、四四九 上智経済論集 八巻一号 所収、森泰博「阿波藩の流通
- 36 右書、銀札場、銀御奉行、小払御奉行の部、 六六六頁

「阿淡年表祕録」天明六年十一月二十九日

38 蜂須賀文書

37

- 39 右文書
- 40 御触書宝曆集成二十六、金銀之部
- 41 御触書天明集成四十四、金銀銅銭之部
- 42 阿波藍沿革史」五八頁
- 43「藩法集、三、徳島藩」藍方の部 六三九頁
- 44 蜂須賀文書「松平右近将監様より御渡の御書付_
- 45 「阿波藍沿革史」九一頁
- 46 歴史学研究二二九号所収、吉永昭「商品流通と専売制度
- 47 ある。為替銀のための資金は彼が調達したものと見える。 明和三年に藍政改革について進言した小川八十左衛門で
- 48 上納銀々札夫々大綱積ヲ以指引書仕候覚 蜂須賀文書、「来亥ノ年より御在国御在府惣御入目并諸
- $\widehat{49}$ 惣御入用高ト諸上納物指引書」によれば六十万両とあり、 長谷川近江の 「蜂須賀家記」二一二頁、宿債については同年の「年中 「建議」中には七十万両と見える。
- 50

- (51) 右文書「草案」
- (52) 右文書「江戸京大坂御国御借銀御納入大綱」
- (53) 右文書
- (4)「御大典記念阿波藩民政資料」一四四〇頁
- (55) 蜂須賀文書「御引除金請込証文」
- (56) 「勝浦郡志」
- (57) 蜂須賀文書「御書附之仮控」
- (8) 右文書「御土蔵入御用金員数相記帳」
- (5) 右文書「川々御普請御入用并出金御勘定仕上帳」
- (6) 「藩法集、三、徳島藩」御作事方の部、四七六頁
- (61) 「阿淡年表祕録」五九〇頁
- (62) 右書、六〇一頁
- (63) 右書、六四五頁
- (4) 右書、六五一頁
- (6) 「藍法集、三、徳島藩」藍方の部、六五七頁(6) 「阿波藍沿革史」一四三頁
- (67) 「阿波藍沿革史」二〇一頁—二三六頁
- (8) 右書、三五八頁
- (9)「大阪市史」第二巻、六八六頁
- (70) 後藤捷一氏蔵、写本、文化九―天保十二年
- (71) 徳島県立図書館蔵、呉郷文庫所収「藍方始末書」
- (72) 「藩乗」及び「阿波国最近文明資料」六七七頁
- 73)「御大典記念阿波藩民政資料」一四二二頁
- 阿波藩札考(三)

- (74) 「阿波沿革史」三三六頁
- (75) 蜂須賀文書「銀札壱巻帳
- (76) 「大日本貨幣史」藩札部、四九四頁
- (77) 右書、一頁
- (78) 右書、四九四頁
- (79) 作道洋太郎「近世日本貨幣史」二九○頁
- (8) 「大日本貨幣史」藩札部
- (81) 「明治前期財政経済史料集成」第九巻、一三七頁「藩債

輝